

平成21年度 不適合管理委員会報告情報(平成22年3月9日(火)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月9日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	3月8日、定期検査中の2号機タービン建屋地下1階油清浄機室の油清浄機の上部から、潤滑油が同室内の床に漏えいしていることを、当社社員が午後7時30分頃確認した。漏れた油の量は約14リットルで、放射性物質は含まれていない。同日、午後8時05分頃に消防署へ連絡し、その後の消防署による確認の結果、3月9日午前11時05分に「危険物の漏えい」と判断された。漏れた油については、3月8日拭き取りにより処理した。今後、原因について調査する。	A	3月9日公表済み

その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)の渦流探傷検査実施時、伝熱管に判定値外れ(36本)が認められたため、当該伝熱管を交換。	D	
2	2号機	中性子計装系局部出力領域モニタ(48-09A)において、指示値の瞬時上昇により高警報が発生したため、当該モニタを点検。(定期検査中のため全チャンネル下限指示)	D	
3	3号機	原子炉格納容器スプレイ系機能検査において、残留熱除去系圧力抑制室スプレイ注入弁(A,B)の操作時、弁開度計の不良(全閉時2~5%指示)が認められたため、当該弁の開度計を点検調整。	D	
4	3号機	主復水器連続洗浄装置ブースターポンプ(B2)吐出圧力計において、検出配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検清掃。	D	
5	3号機	原子炉格納容器漏えい率検査の成績書において、誤記(チェックシートの実施日)が認められたため、当該誤記を訂正。	C	
6	3号機	燃料プール冷却材浄化系現場制御盤の監視カメラにおいて、映像不良(画面が暗い)が認められたため、当該カメラを点検修理。	D	
7	1.2号廃棄物処理設備	濃縮廃液ポンプ(C)吐出圧力計点検時、計器精度に管理値外れが認められたため、当該計器を点検修理。	D	
8	1.2号廃棄物処理設備	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽(B)スラッジ液位計において、動作表示用のランプ(赤)切れが認められたため、当該ランプを交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802